第十五条第二項第四号ハ中「含む」の下に「。ニにおいて同じ」を、「市町村長（」の下に「特別区の区長を含むものとし、」を加え、「の長を除く。ニにおいて同じ。）又は特別区の区長若しくは指定都市の区の区長」を「にあっては、区長又は総合区長とする。ニにおいて同じ。）」に改め、同号ニ中「（特別区を含む。）」及び「又は特別区の区長若しくは指定都市の区の区長」を削る。

第十六条の二第二項中「場合には」の下に「、その登記の申請書に」を加え、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第二号又は第三号に掲げる者がその者の会社法人等番号を登記所に提供した場合には、当該書類（同号に掲げる者にあっては、同号の分割承継法人に該当することを証する書類に限る。）を添付することを要しない。

第十六条の五を次のように改める。

（被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税を受けるための手続）

第十六条の五　法第四十条の五の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての同条に規定する被災関連市町村の長の証明書で、その者が当該被災関連市町村に対し交換により譲渡した土地に関する権利が同条に規定する復興整備事業の同条に規定する実施区域内に所在すること、当該土地に関する権利が当該復興整備事業の用に供されるものであること、当該登記に係る土地の所有権が当該実施区域外に所在すること及びその者が当該土地の所有権を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

第十七条第三項中「場合には」の下に「、その登記の申請書に」を加え、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第二号又は第三号に掲げる者がその者の会社法人等番号を登記所に提供した場合には、当該書類（同号に掲げる者にあっては、同号の分割承継法人に該当することを証する書類に限る。）を添付することを要しない。

第十七条第八項中「第三項の」を「第三項本文の」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条の三第四項第一号の改正規定並びに同条第十項第一号及び第十四項第一号の改正規定並びに次項の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

2　改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の三第四項、第十項及び第十四項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三第二項、第四項又は第六項の届出書について適用し、同日前に提出した改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の三第二項、第四項又は第六項の届出書については、なお従前の例による。

○財務省令第二十六号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第三項、第六条第一項及び第七条第一項及び第二項の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「（原稿台と一体となったものに限る。次項第二号において「スキャナ」という。）」を削り、同条第五項第二号イ⑴中「第六号ニ及び次条第一項第四号において」を「以下」に改め、同号ロ中「際に」の下に「当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類に特に速やかに」読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類に特に速やかに」を加え、同号ハ中「掲げる情報」の下に「（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合において、当該国税関係書類の大きさが日本工業規格Ａ列四番以下であるときは、⑴に掲げる情報に限る。）」を加え、同項第四号中「掲げる事項」の下に「当該保存義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に規定する小規模企業者である場合であって、ロに規定する定期的な検査を国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人が行うこととしているときは、イに掲げる事項を除く。）」を加え、同号イ中「各事務」の下に「当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領に関する事務を除き、当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の確認を行う事務を含むもの」に限る。）」を加え、同条第六項中「、同号ロ中「（当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合にあっては、その作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに）」とあるのは「、又は当該国税関係書類の作成又は受領をする者が当該国税関係書類をスキャナで読み取る場合におけるその作成又は受領後その者が署名した当該国税関係書類について特に速やかに」と」を加える。

第五条第一項第一号中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は」を削り、「同法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」に改め、「第二条第十五項」の下に「（定義）」を加え、「個人番号又は」を削る。

第六条第一項第一号及び第二項第一号中「個人番号又は」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年九月三十日から施行する。ただし、第五条第一項第一号の改正規定並びに第六条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条の規定は、この省令の施行の日以後に提出する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）に係る国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出した申請書に係る国税関係書類については、なお従前の例による。

3　新規則第五条第一項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する法第六条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

4　新規則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年一月一日以後に提出する法第七条第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。